

北海道告示第 10140-9 号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成 29 年 2 月 15 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称

平成 29 年度医事業務委託

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成 28 年北海道告示第 10173-7 号に規定する平成 28 年度医事業務委託に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 6 階 1 号会議室

(2) 入札日時

平成 29 年 3 月 1 日(水)午後

01 時 30 分

(3) 開札場所

(1)に同じ。

(4) 開札日時

(2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあ

ると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。なお、北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/db/nyusatsu.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、北海道財務規則(昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。)第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織
 - ア 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室
 - イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
 - ウ 電話番号 011-204-5233
- (4) 前金払はしない。
- (5) 概算払はしない。
- (6) 部分払はしない。
- (7) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は、公開する。

(10) 詳細は、入札説明書による。なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。